

箱根町景観条例・景観計画の 概要と手続きについて（お知らせ）

箱根町の豊かで美しい自然景観、歴史性及び地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成 21 年 6 月 1 日から景観法に基づく箱根町景観条例と景観計画を施行しました。

これにより、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となります。

景観条例と景観計画に基づく、町の良好な景観形成の目的や規制・誘導の基準、その他手続きに関する概要は、次のとおりです。

良好な景観形成の目標

町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境を創出します。
観光客がまた訪れたいと思えるような環境を創出します。

良好な景観の形成に関する基本理念

山なみ、湖、河川等がつくる、優れた自然景観を大切にし、未来に残します。
歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化を育みます。
誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創出に努めます。

景観まちづくりの将来像と基本方針

『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』

< 良好な景観の形成に関する基本方針 >

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり



届出の対象になる行為の規模の基準

1 届出対象区域

届出対象区域	自然公園法特別地域（特別保護地区を含む。）を除く区域
--------	----------------------------

2 届出対象行為と規模等の基準（対象区域内）

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	高さ 13m（最高最低）又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の新築
	増築等に係る部分の高さが 13m又は延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの
	高さ 13m又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	<p>次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。）</p> <p style="padding-left: 20px;">門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3mを超えかつ長さが 30mを超えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">擁壁その他これらに類するもので、高さが 3mを超えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15mを超えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが 5mを超えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20mを超えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">その他工作物で、高さが 15mを超えるもの又は築造面積が 1,000 m²を超えるもの</p>

良好な景観の形成のための行為の制限

1 良好な景観の形成のための行為の制限（基本的事項）

項目	基準
基本的事項	<p>山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。</p> <p>歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。</p> <p>眺める対象と眺める場所（視点場）との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。</p> <p>自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。</p>

2 良好な景観の形成のための行為の制限（建築物）

項目	基準
配置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。</p> <p>敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を 5m 以上とする。（敷地面積が 1,000 m²未満は除く。）</p> <p>街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。</p>
屋根	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。</p> <p>山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。</p> <p>表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。</p>
外壁	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。</p> <p>ガラス面等の反射する素材を多用しない。</p>
高さ	<p>次のいずれかに該当する区域においては、建築物の高さを 15m 以下とする。</p> <p>ただし、自然公園法において、建築物の高さを 15m 以下としている区域及び下記の基準を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画用途地域が第一種住居地域の区域 ・ 都市計画用途地域が近隣商業地域で容積率が 200% 以下の区域 ・ 自然公園法第 2 種特別地域 D 区域の区域 <p>国立公園内の普通地域内で、次の地区においては、自然公園法の基準にかかわらず建築物の高さを次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強羅地区・・・15m 以下とする。 ・ 大平台地区・・・13m 以下とする。 <p>* 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。</p>
緑地	<p>緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20% 以上、商業系の場合は、10% 以上とする。</p> <p>道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。</p> <p>自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。</p>
その他	<p>駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。</p> <p>自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。</p> <p>屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。</p> <p>建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。</p>

3 良好な景観の形成のための行為の制限（工作物）

項目	基準
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。 周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。 擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。 門柱、標識、照明燈は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。 外柵は、原則として生垣、築地（ツグ）等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。 自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。

手 続 の 流 れ

開発事業指導要綱の手続き		景観法・条例の手続き		その他手続
開発事業事前相談書(提出)		事前相談書		関連法事前相談
要綱5-1		様式あり (届出の要・不要を確認)		
開発事業事前相談書(回答)		景観チェックシート(自己診断)		
要綱5-3 (景観の届出等について説明)		様式あり (届出が必要な場合)		
開発事業事前協議書(提出)	同時	景観計画区域内行為事前協議書		自然公園法手続
要綱5-1		様式あり (おおむね届出予定の30日前)		
		協議事項確認通知(町)、回答(事) 協議終了通知(町)		
協議書の締結・遵守事項確認書		景観計画区域内行為届出書		
要綱35		着手30日前、法16-1-1・2		
		必要に応じ 勧告・変更命令 (法16-3、17-1・5)		
		行為制限の適合通知		都市計画法32条協議
		法18-2(着手制限期間短縮)		
				都市計画法許可申請手続 建築確認申請手続
工事着手届		対象行為着手届出書		
要綱19-1		景観条例施行規則13		
工事完了届		対象行為完了届出書		
要綱19-2		景観条例施行規則14-1		
工事完了検査適合通知書		対象行為完了検査適合通知書		
要綱19-4		景観条例施行規則14-2		

景観計画区域内行為事前相談書

平成 年 月 日

箱根町長 様

住所・所在地
相談者 氏名・事業所名
電 話 番 号

景観計画区域内の行為について、次のとおり相談します。

行 為 の 場 所	箱根町				
事 業 者	住 所 ・ 所 在 地				
	氏 名 ・ 事 業 所 名				
	電 話 番 号				
用 途 地 域 等					
行 為 の 種 類	建 築 物 工 作 物	新 築 新 築	増 築・改 築 増 築・改 築	外 観 の 変 更 () 外 観 の 変 更 ()	
建 築 物 の 概 要	用 途				
	高 さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階 数	地 上	階	地 下 階	
	構 造		敷 地 面 積	m ²	
		今 回 行 為 対 象 部 分	対 象 以 外 の 部 分	合 計	
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
	見 付 面 積	屋 根	m ² (%)	m ²	m ²
		外 壁	m ² (%)	m ²	m ²
	壁 面	色 彩 () 素 材 ()			
屋 根	色 彩 () 素 材 ()				
工 作 物 の 概 要	種 類		高 さ		
	長 さ				
	構 造	造			
	建 造 面 積	届 出 部 分 m ²	以 外 の 部 分 m ²	合 計 m ²	
		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計	
	見 付 面 積	m ² (%)	m ²	m ²	
色 彩		素 材			
添 付 図 書	案内図 相談概要が分かる資料 写真 その他 ()				

景観チェックシート

1 全般

項目	基 準	遵守・配慮した内容
基本的事項	山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。	
	歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。	
	眺める対象と眺める場所(視点場)との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。	
	自然公園法(昭和32年法律第161号)を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。	

2 建築物

項目	基 準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。	
	敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を5m以上とする。(敷地面積が1,000㎡未満は除く。)	
	街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
屋根	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合は、素材色とする。	
	山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。	
	表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものととする。	
外壁	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。	
	ガラス面等の反射する素材を多用しない。	
緑 地	緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20%以上、商業系の場合は、10%以上とする。	
	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。	
その他	駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。	
	自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。	
	屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないように工夫する。	
	建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

3 工作物

項目	基準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。	
	周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。	
	擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。	
	門柱、標識、照明灯は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。	
	外柵は、原則として生垣、築地(ツイジ)等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。	
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。	
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

4 その他事項（景観重点地区に係る方策案から）

項目	対象	遵守・配慮した内容
その他	屋外広告物に関する事。	
	ユニバーサルデザインに関する事。	
	その他	

様式 4

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

箱根町長 様

住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

届 出 者 氏 名 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 (連絡先、事務所、自宅、その他)

関係図書を添えて次のとおり協議します。

代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	<u>着手予定</u> 年 月 日	<u>完了予定</u> 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	見付面積	m ² (%)	m ²	m ²	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第7号様式（第3条、第44条関係）

<p style="margin: 0;">景観計画区域内行為届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">箱根町長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p style="margin: 0;">景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	[着手予定] 年 月 日	[完了予定] 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
<p style="margin: 0;">この届出書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに ついて 同意します。 同意しません。</p>		

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
			届出部分	届出以外の部分	合計
見付面積	m ² (%)	m ²	m ²		
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 8 号様式（第 4 条、第 44 条関係）

<p>景観計画区域内行為変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>景観法第 16 条第 2 項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>					
当初届出年月日	年 月 日				
行 為 の 場 所	箱根町				
変 更 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 理 由					
添 付 図 書	<p>変更に係る図書を添付してください。</p>				

第 11 号様式（第 8 条、第 44 条関係）

景観計画区域内行為（変更）通知書		
箱根町長 様	年 月 日	
住 所		
通知者 氏 名		
電話番号 ()		
景観法第 16 条第 5 項の規定により関係図書を添えて次のとおり通知します。		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
行 為 の 場 所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22 条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行 為 の 期 間	<input type="text" value="着手予定"/> 年 月 日	<input type="text" value="完了予定"/> 年 月 日
行 為 の 種 類	建 築 物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工 作 物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
この通知書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに ついて 同意します。 同意しません。		

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
			届出部分	届出以外の部分	合計
	見付面積	m ² (%)	m ²	m ²	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 行為の場所及び行為の種類は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 16 号様式（第 13 条、第 44 条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">対象行為着手届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">箱根町長 様</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">届出行為に着手したいので、箱根町景観条例施行規則第 13 条の規定により次のとおり届け 出ます。</p>	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 工 者	住所・所在地
	氏名・事業所名
	電 話 番 号
備 考	

第 17 号様式（第 14 条、第 44 条関係）

<p>対象行為完了（中止）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>届出行為を（完了・中止）したので、箱根町景観条例施行規則第 14 条の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
着 手 年 月 日	年 月 日
完了・中止年月日	年 月 日
施 工 者	住所・所在地
	氏名・事業所名
	電 話 番 号
備 考	